

令和3年度

京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト

人材活躍支援補助金

募 集 要 領

※申請受付 令和3年4月15日(木)～〈随時受付〉

提出及びお問い合わせ先

(公財) 京都産業21  
産業人材育成・雇用創出推進センター

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内

TEL : 075-315-9350 / FAX : 075-315-9351

公益財団法人 京都産業21

## 1 事業目的

本事業は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が、京都府の補助を受けて実施するもので、生産性向上による社内改革に取り組む中小企業者を対象に、新たに人材を正規雇用する場合、その人件費の一部を助成することにより、当該事業者の質の高い安定的な雇用の創出・拡大を図ることを目的として実施するものです。

※正規雇用とは、「労働者が使用者と直接に期間の定めのない雇用契約を締結して雇用される形態」をいいます。

## 2 対象者

次のすべてに該当する者とします。

- (1) 京都府内に事業所を有する中小企業者
- (2) 別表1に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす会社及び個人のうち、別表2に該当する者

■ 次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ア 法定の会計関係帳簿類並びに出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書及び社会保険等手続書類等の労働関係帳簿類が整備されていること。
- イ 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ウ 社会保険適用事業所の事業主であること。ただし、法定加入義務がない場合はこの限りでない。
- エ 事業計画書兼事前着手届の提出の時点及び交付申請の時点において労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導等を受けていないこと
- オ 京都府税の滞納がないこと

■ 次のいずれかに該当するときは対象となりません。

- ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カの場合を除く。）に、財団が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。
- ク 対象となる雇用者の人件費について、国や京都府等から他の補助金等の交付を受けているとき。
- ケ 法令及び条例等の規定に違反していると認められるとき。

### 3 対象事業

本事業は、生産性向上による社内改革に取り組む中小企業者を対象に、新たに人材を正規雇用する場合、その人件費の一部を助成することにより、質の高い安定的な雇用の創出・拡大の可能性が高いと認められる事業を対象とします。

なお、本事業の対象となる人材は、京都府内の事業所での勤務に限ります。また、本事業の対象となる人材が事業主又は取締役の親族である場合は、雇用保険への加入資格があることが条件となります。

### 4 対象経費

本事業の対象となる経費は、補助対象事業を行うために正規雇用する人材の人件費です。

人件費

所定内給与

所定内給与は、超過労働給与額を除く労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額（所得税、社会保険料などを控除する前の額）とします。

なお、超過労働給与額は、次の(1)から(5)のいずれかに該当する給与の額をいいます。

- (1) 時間外勤務手当（所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与）
- (2) 深夜勤務手当（深夜の勤務に対して支給される給与）
- (3) 休日出勤手当（所定休日の勤務に対して支給される給与）
- (4) 宿日直手当（本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与）
- (5) 交替手当（臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与）

### 5 補助率・補助金額

対象となる雇用者数は1事業者2人を上限とします。補助金の額は、補助対象経費の50%（千円未満切捨て）とし、1人当たり30万円を限度とします。

※ただし、本事業により雇用した人材の補助対象期間内における実績が下記条件の全てに該当する場合に限ります。

〈条件〉

- (1) 補助対象期間における平均所定外労働時間の1箇月当たりの平均が、20時間以下であること。
- (2) 補助対象期間における所定内給与額の1箇月当たりの平均が、216,300円以上であること。

※事業計画書兼事前着手届提出よりも前に既に雇用している者は、対象になりません。

### 6 補助対象期間

本事業の事業計画書兼事前着手届日以降で、対象となる人材を正規雇用した日から3箇月を経過する日までが対象となります。

1事業者で2人雇用する場合は、1人目の正規雇用日から6箇月を経過する日までに2人目の補助対象期間を終了する必要があります。

ただし、対象となる人材の正規雇用は、令和3年11月1日以前に開始していただくことが条件となります。

## 7 補助金の支払い

補助金の支払いは、事業終了後の精算払いとします。

## 8 応募方法

事業計画書兼事前着手届に必要な事項を記入し、添付書類を添えて持参又は郵送により提出してください。なお、提出に際しては、必ず事前にご相談をお願いします。

※提出先：(公財) 京都産業21 産業人材育成・雇用創出推進センター  
〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内  
TEL 075-315-9350 FAX 075-315-9351 E-mail [jisedaip@ki21.jp](mailto:jisedaip@ki21.jp)

※受付期間：令和3年4月15日(木)～〈随時受付〉

本年度の予算に達した時点で終了となりますので、あらかじめご了承ください。

※事業計画書兼事前着手届を持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く、平日の9時～12時、13時～17時とします。郵送される場合は、募集期間最終日の17時必着とします。

※事業計画書兼事前着手届の様式は、ホームページからダウンロードできます。

<https://kyoto-jisedaip.jp/support/2021jinzaihojo/>

## 9 提出書類

次の提出書類一覧の○印の書類を1部提出してください。(両面コピー及びホッチキス止めはしないでください。)

### ■提出書類一覧

| 書類名  | 法人 | 個人                |
|--|----|-------------------|
| 事業計画書兼事前着手届  | ○  | ○                 |
| 履歴事項全部証明書<br>(申請日から3箇月以内に発行されたもの)  | ○  | 開業届(写し)<br>又は税申告書 |
| 京都府税について滞納がないことの証明書<br>(申請日から3箇月以内に発行されたもの)  | ○  | ○                 |
| 最近2期分の決算関係書類<br>(貸借対照表、損益計算書)<br>※設立2年未満の企業は事業計画書・収支予算書<br>※個人の場合は、最近2期分の確定申告書の写し<br>※最近2期分の営業利益が赤字の場合は、更にその前期分の決算関係書類 | ○  | ○                 |
| 就業規則・賃金規程等<br>(法令上作成義務がなく未作成の場合はこれらに相当するものでもよい。)   | ○  | ○                 |
| 会社概要(概要がわかる会社案内、パンフレット等でも可)  | ○  | ○                 |

※京都府税について滞納がないことの証明は、所管の府税事務所及び府税出張所、広域振興局税務課にお問い合わせください。

※提出された書類はお返ししません。

※提出された書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行（京都府への事業報告を含む）のため  
のみに利用し、申請者の秘密は保持します。（「個人情報保護指針」は財団のホームページで公開  
しています。）

※提出時に、すべての書類が整っていることを確認してください。

※その他、必要に応じ、事業計画内容に関連する資料を求める場合があります。

## 10 補助金候補事業者

事業計画書の内容について次の観点から総合的に審査・評価された事業者を、補助金候補事業者と  
します。なお、必要に応じてヒアリング等を実施します。

＜評価基準＞

①質の高い安定的な雇用の実現性 ②生産性向上への寄与 ③事業の実現性

※審査の途中経過及び審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめ  
ご承知ください。

※補助金候補事業者は、雇用後1箇月の実績を提出いただき、5の<条件>の達成状況を踏まえ、別  
に定める補助金交付要領に基づき、補助金交付申請書を提出いただき、補助金交付決定を行いま  
す。

また、補助金の事業期間終了後に、実績報告書を提出していただきます。

## 11 その他留意事項

- 本事業は、予算の範囲内で採択事業を執行するため、補助金候補事業者になった場合において  
も、予算枠内まで交付決定された場合は、交付申請受付を終了する場合があります。
- 本事業の実施に当たっては、本事業のコーディネータによる指導、助言等を受けていただきま  
す。
- 本事業に係る経理処理については、通常の業務と補助事業とを明確に区別し、補助事業に係る伝  
票及び証拠書類は、通常の経理処理とは区別して作成し保存していただきます。

(別表1)

| 主たる事業を営んでいる業種   | 資本金基準<br>(資本金の額又は出資の総額) | 従業員基準<br>(常時使用する従業員の数) |
|---|-------------------------|------------------------|
| 製造業、建設業、運輸業その他の業種<br>(下記に掲げるゴム製品製造業を除く)               | 3億円以下                   | 300人以下                 |
| ゴム製品製造業<br>(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ<br>製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) | 3億円以下                   | 900人以下                 |
| サービス業(下記に掲げるソフトウェア業、情<br>報処理サービス業及び旅館業を除く)            | 5千万円以下                  | 100人以下                 |
| ソフトウェア業<br>又は 情報処理サービス業                               | 3億円以下                   | 300人以下                 |
| 旅館業   | 5千万円以下                  | 200人以下                 |
| 小売業   | 5千万円以下                  | 50人以下                  |

(別表2)

対象は、下記の業種で、質の高い安定的な雇用の創出に積極的に取り組む企業とする。

業種は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類による。

製造関連業種

09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業  
16 化学工業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業  
24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械  
器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通  
信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 39 情報サービス業  
40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業

観光関連業種

※ 観光関連業種とは、下記業種の中でも、観光業に関連する事業を行っているとは客観的に説明できる事業者とする。

(例) 土産物の製造に携わる事業者、土産物の販売をする小売店、観光案内に関する映像・音声・文字情報やサービスを提供する情報通信事業者など

09食料品製造業 10飲料・たばこ・飼料製造業 11繊維工業 12木材・木製品製造業（家具を除く）13家具・装備品製造業 14パルプ・紙・紙加工品製造業 16化学工業 21窯業・土石製品製造業 24金属製品製造業 32その他の製造業 39情報サービス業 40インターネット附随サービス業 41映像・音声・文字情報制作業 42鉄道業 43道路旅客運送業 56各種商品小売業 57織物・衣服・身の回り品小売業 58飲食料品小売業 60その他の小売業 70物品賃貸業 72専門サービス業（他に分類されないもの） 75宿泊業 76飲食店 77持ち帰り・配達飲食サービス業 79その他の生活関連サービス業 80娯楽業

#### 建設関連業種

※ 建設関連業種とは、下記業種の中でも、建設業に関連する事業を行っていると客観的に説明できる事業者とする。

06総合工事業 07職別工事業（設備工事業を除く） 08設備工事業 72専門サービス業（他に分類されないもの） 74技術サービス業（他に分類されないもの）